

茅ヶ崎市病院事業管理者の所管に係る茅ヶ崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 3 月 3 0 日

茅ヶ崎市病院事業管理者 中 沢 明 紀

茅ヶ崎市病院事業企業管理規程第 2 号

茅ヶ崎市病院事業管理者の所管に係る茅ヶ崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する規程

茅ヶ崎市病院事業管理者の所管に係る茅ヶ崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程（令和 5 年茅ヶ崎市病院事業企業管理規程第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

茅ヶ崎市病院事業管理者の所管に係る茅ヶ崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程

本則中「茅ヶ崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（）」を「茅ヶ崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（）」に改め、「第 3 条から第 6 条まで」を削り、「茅ヶ崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則」を「茅ヶ崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則」に改める。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。